

法曹養成制度改革顧問会議(第8回)

文部科学省 説明資料

平成26年5月23日(金)

法科大学院における平成26年度の入学者選抜の状況

(平成26年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員 充足率※2	【参考】 入学定員
平成26年度	11,450人	2,272人	0.60	3,809人
前年度 (平成25年度)	13,924人 ▲2,474人(▲17.8%)	2,698人 ▲426人(▲15.8%)	0.63 ▲0.03	4,261人 ▲452人(▲10.6%)
ピーク時	72,800人 ▲61,350人(▲84.3%) (平成16年度※1)	5,784人 ▲3,152人(▲60.7%) (平成18年度)	1.03 ▲0.43 (平成16年度※1)	5,825人 ▲2,016人(▲34.6%) (平成19年度)

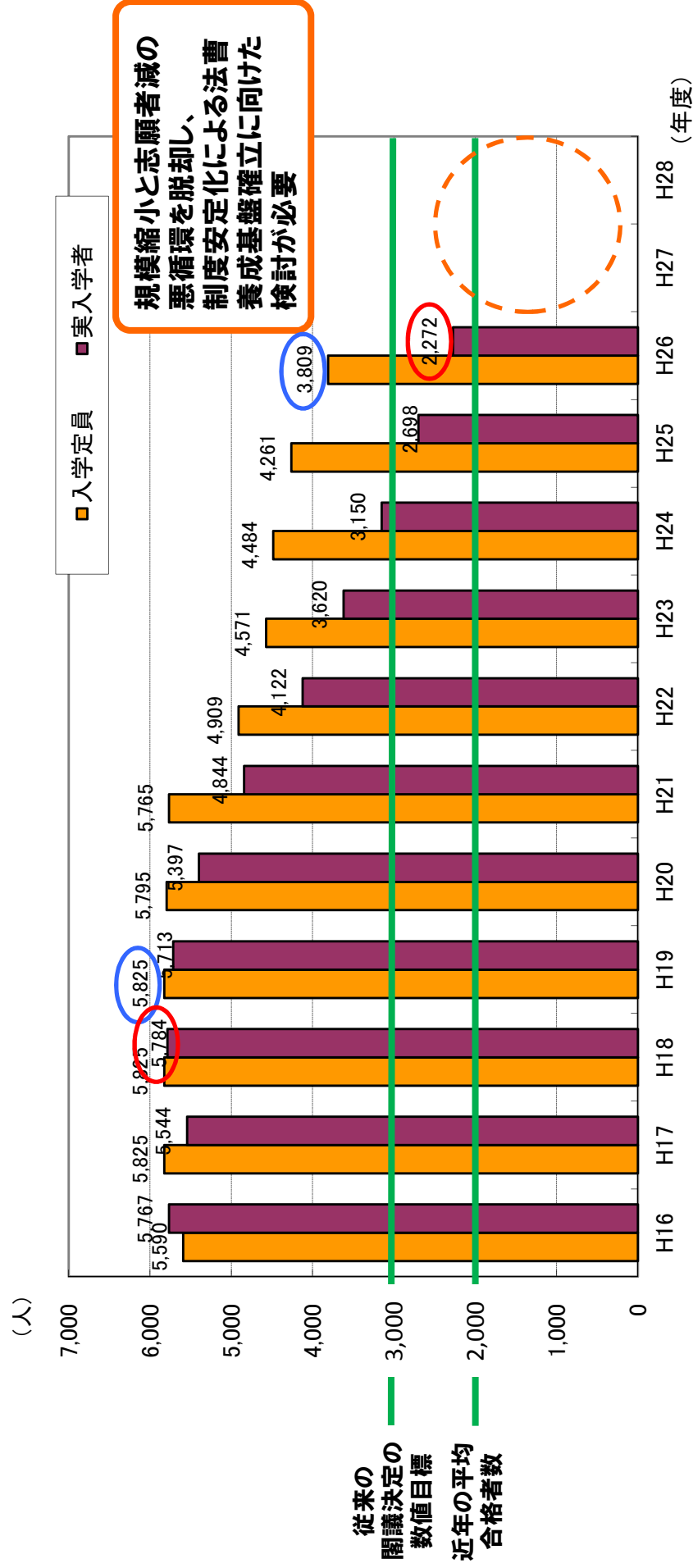
※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲30,306人(▲72.6%))、入学定員充足率は0.95(▲0.35(▲36.8%))。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全67校中61校(91%)。このうち、入学定員を75%以上充足している法科大学院は13校、入学定員が50%に満たない法科大学院は44校。

入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

これまでの成果

- ① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）
- ② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（約60%の減）



（注）グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移。

志願者数、入学定員及び実入学者数の推移

- ・ 司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ 特に、**法学未修者**(主として社会人、法学部以外の出身者)が**大幅に減少**。

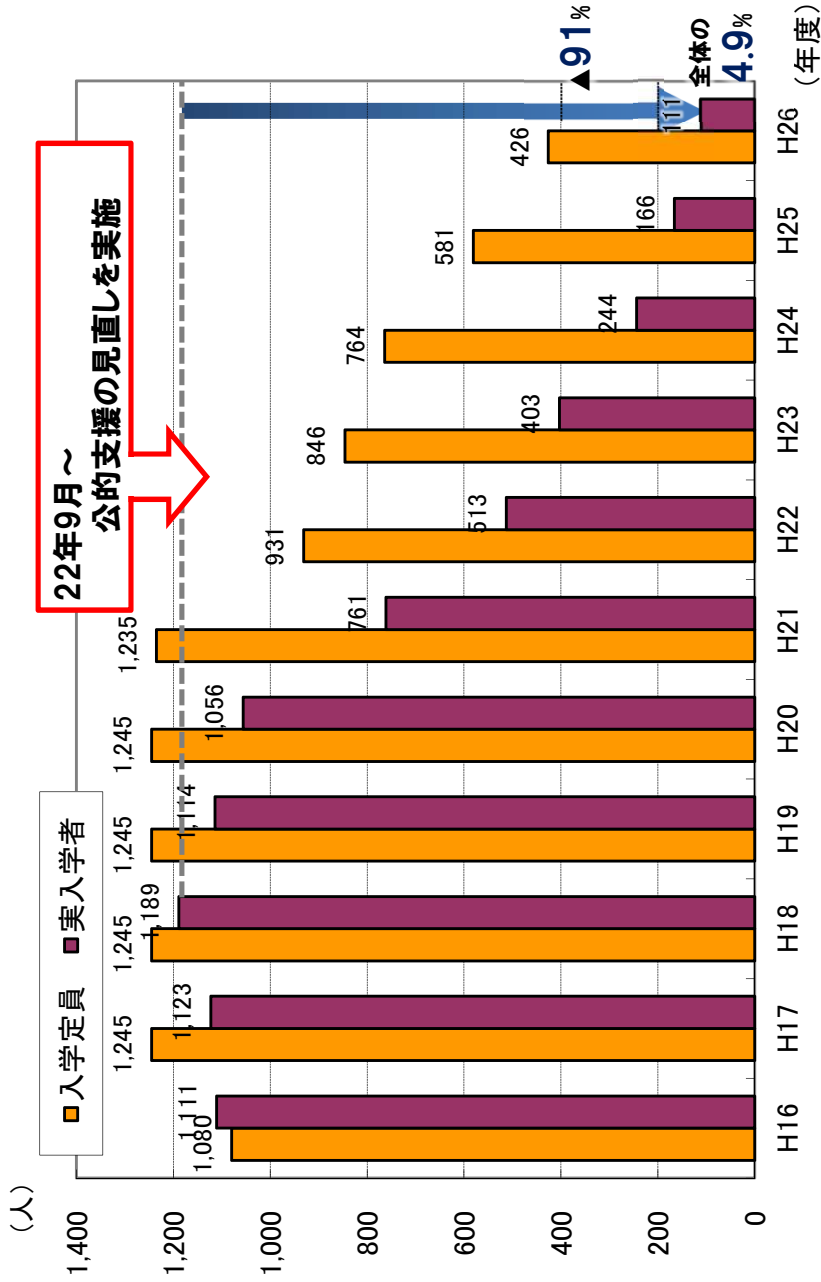
※()内の数字は、ピーク時を100としたときの割合

年度	志願者数	入学定員	入学者数	
			法学既修者	法学未修者
平成16年度	72,800	5,590	2,350 (108)	3,417 (94.8)
平成17年度	41,756	5,825	2,063 (94.7)	3,481 (96.6)
平成18年度	40,341	5,825	2,179 (100)	3,605 (100)
平成19年度	45,207	5,825	2,169 (99.5)	3,544 (98.3)
平成20年度	39,555	5,795	2,066 (94.8)	3,331 (92.4)
平成21年度	29,714	5,765	2,021 (92.7)	2,823 (78.3)
平成22年度	24,014	4,909	1,923 (88.3)	2,199 (61.0)
平成23年度	22,927	4,571	1,916 (87.9)	1,704 (47.3)
平成24年度	18,446	4,484	1,825 (83.8)	1,325 (36.8)
平成25年度	13,924	4,261	1,617 (74.2)	1,081 (30.0)
平成26年度	11,450	3,809	1,461 (67.0)	811 (22.5)

課題を抱える法科大学院の入口などの状況

- 『合格率に課題がある法科大学院』では、ピーク時に比べ、実入学者数が約91%減と大幅に減少
- 学生募集停止を公表した法科大学院は17校、ピーク時の74校から57校に減少

司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院24校の状況



(参考) 学生募集停止を公表した法科大学院 計17校

- 22年表明
 - 姫路獨協大学 (23年4月停止、25年3月廃止)
- 23年表明
 - 大宮法科大学院大学 (25年4月停止)
 - ※桐蔭横浜大学と統合
- 24年表明
 - 明治学院大学 (25年4月停止)
 - 駿河台大学 (25年4月停止)
 - 神戸学院大学 (25年4月停止)
- 25年表明
 - 東北学院大学 (26年4月停止予定)
 - 大阪学院大学 (26年4月停止予定)
 - 島根大学 (27年4月停止予定)
 - 大東文化大学 (27年4月停止予定)
- 26年表明
 - 信州大学 (27年4月停止予定)
 - 東海大学 (27年4月停止予定)
 - 関東学院大学 (27年4月停止予定)
 - 新潟大学 (27年4月停止予定)
 - 龍谷大学 (27年4月停止予定)
 - 久留米大学 (27年4月停止予定)
 - 鹿児島大学 (27年4月停止予定)
 - 香川大学 (27年5月停止予定)

なお、上記課題を抱える24校の中には、

- 既に学生募集停止を公表した法科大学院15校のほか、
- 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

5月8日(木)に開催された中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、以下に掲げた事項に関し、今後直ちに組み組むべき改善方策の進め方の確認とともに、更に検討すべき事項について審議を行ったところ。

1. 直ちに組み組むべき改善方策の今後の進め方

(1) 認証評価の抜本的な見直し



認証評価の適格認定の改善に向けて、評価基準や評価方法等を抜本的に見直すため、**認証評価に係る省令等の見直し**等に着手

(2) 共通到達度確認試験(仮称)の実現に向けた取組



26年度中の試行実施を目指し、**検討体制の立ち上げや試験問題の作成準備**等に着手

(3) 法学未修者教育の充実



法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加や配当年次の在り方等を見直すため、**文部科学省告示の見直し**等に着手

2. 更に検討すべき事項に関する審議

(1) 法科大学院教育と予備試験との関係



法科大学院・学生に対するアンケート結果や予備試験の実施状況等に基づき、**法科大学院教育との関係から、予備試験の位置づけや法科大学院教育と予備試験の内容、法科大学院教育に与える影響**について審議

(2) 飛び入学等を活用した法曹養成のための教育期間短縮の考え方



これまでの早期卒業や飛び入学の活用状況等を分析した上で、**飛び入学等を活用した法曹養成のための教育期間短縮の考え方を整理し、その円滑な運用を促進する方向で審議**

(3) 法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取り扱い



法科大学院の授業・教育方法等に関し、授業等における司法試験の問題の取り扱い方などが適切なものとなるよう、**具体的な取扱いに関する考え方を明確化する方向で審議**